

# 提言書

## (1) 要旨

条例第 178 号（山陽小野田市立学校施設使用料条例）に定める学校施設及び条例第 192 号（山陽小野田市体育施設条例）に定める体育施設の利用については、原則として、全市一律の料金体系による有料制度を採用することで、委員全員の意見が一致したので提言する。

ただし、上記の結論に至る過程で、7名の委員が運動広場の無料化を前提条件とするなど様々な意見があり、下記に要望事項として列記するので、条例案の最終決定に当って、十分な配慮をいただくよう要望する。

## (2) 要望事項

### ①運動広場など一部施設の無料化

運動広場については、有料化の噂だけですでに他の場所を探す動きがあるとの発言など、スポーツを楽しむ高齢者グループに新たな負担を強いることになる。また、有料化には、施設できる入場門の設置が必要で、新たな費用がかかるほか、散歩などで公園のように利用してきた多くの市民を追い出す結果になりかねない。

こうした見地から、委員の3分の1以上の7人が、厚狭球場を含む全運動広場をいわば「運動公園」として無料化とするよう求めている点、慎重な検討と格別のご配慮をいただきたい。

また、学校体育館についても、県下で周南市を除く全ての市が校区住民の使用を無料としているなどとして、2人の委員が無料化を求めていることを付記する。

さらに有料化する場合も、使用によって発生する電気代の範囲に止めるべきとする委員も複数あったことをお伝えする。

### ②料金体系、料金減免体系の見直し

料金については、条例に示された料金を上限として、可能な限り抑制していただきたい。

また、現在の料金は、旧小野田市の料金をそのまま新市全体に適用しているが、その料金は個々の施設の供用時に決めた額を一度の改定もなく踏襲してきたもので、複雑な上、今日の時点で一貫性も合理性もあるとはいえない。

条例の中に「5年毎に見直す」旨の文言を加えてはとの意見もあった。合併に伴う今回の条例改正をチャンスとして、将来にわたって通用する簡素で分かりやすい料金体系に一新することも、ご検討いただきたい。

さらに、減免措置についても、頻繁に利用しているスポーツ関係委員の間でさえ異なった解釈が出るほど複雑化しており、はじめて利用する一般市民にも分かるような簡略なルール